

II 贈与税関係

事 項	添 付 書 類 等
共 通 事 項	<p>○贈与を受けたことを証する書類 * 贈与契約書の写し・預(貯)金通帳の写し・登記事項証明書等</p>
1 財産評価関係	<p>①「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」 * 公図(測量図等)の写し・登記事項証明書、登記済権利証の写し等 * 特定路線価又は個別評価に基づいて評価した土地等がある場合には、特定路線価回答書又は個別評価回答書の写し</p> <p>②「市街地農地等の評価明細書」</p> <p>③「一般動産及び船舶の評価明細書」</p> <p>④「特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の評価明細書」</p> <p>⑤「営業権の評価明細書」</p> <p>⑥「上場株式の評価明細書」</p> <p>⑦「登録銘柄及び店頭管理銘柄の評価明細書」</p> <p>⑧「取引相場のない株式(出資)の評価明細書」(第1表の1～第8表) * 法人税の申告書の写し・決算書の写し等 * 特定株式等を評価する場合は、特定株式等の判定及び比準要素等の金額の計算等の明細書</p> <p>⑨「信託受益権の評価明細書」</p> <p>⑩「定期金に関する権利の評価明細書」</p> <p>⑪「山林・森林の立木の評価明細書」</p> <p>⑫「定期借地権等の評価明細書」</p> <p>⑬「配偶者居住権等の評価明細書」</p> <p>⑭その他、財産の評価上参考となる事項についての書類等</p>
2 直系尊属から贈与を受けた場合の贈与税の税率の特例 (措法70条の2の5)	<p>○受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で次の内容を証する書類</p> <p>イ 受贈者の氏名、生年月日</p> <p>ロ 受贈者が贈与者の直系卑属に該当すること * 基礎控除及び配偶者控除の規定による控除後の課税価格が300万円以下である場合には、添付は不要です * この特例を受けるため、過去の年分の申告書又は更正の請求書に上記書類を添付している場合には、当該申告書又は更正の請求書を提出した税務署の名称及びその提出に係る年分を贈与税の申告書の第1表の所定の欄に記入することにより、添付は不要となります</p>
3 贈与税の配偶者控除 (相法21条の6)	<p>①受贈者の戸籍の謄本又は抄本及び戸籍の附票の写し(財産の贈与を受けた日から10日を経過した日以後に作成されたものに限ります)</p> <p>②受贈者が取得した居住用不動産に関する登記事項証明書^(注)、その他の書類で当該受贈者が当該居住用不動産を取得したことを証するもの</p>

事項	添付書類等
4 相続時精算課税の選択をする場合 (相法21条の9)	<p>①「相続時精算課税選択届出書」(贈与者ごとに作成)</p> <p>②受贈者の戸籍の謄本又は抄本その他の書類で次の内容を証する書類</p> <p>イ 受贈者の氏名、生年月日</p> <p>ロ 受贈者が贈与者の推定相続人又は孫に該当すること</p> <p>* 「個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除」の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「イの内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の6の8第1項に規定する特例受贈事業用資産の取得をしたことを証する書類」となります</p> <p>* 「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合(受贈者が贈与者の直系卑属である推定相続人又は孫である場合を除きます。)は、「イの内容を証する書類」及び「受贈者が特定贈与者からの贈与により租税特別措置法第70条の7の5第1項に規定する特例対象受贈非上場株式等の取得をしたことを証する書類」となります</p>
5 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例を選択する場合 (措法70条の3)	住宅用家屋の新築工事の完了時期や受贈者の居住の時期等により添付書類が異なりますので、詳しくは、令和7年12月以降に国税庁ホームページに掲載予定の「『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート 新築又は取得用」又は「『住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税選択の特例』のチェックシート 増改築等用」を御確認ください。
6 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例 (措法70条の2)	住宅用家屋の新築工事の完了時期や受贈者の居住の時期等により添付書類が異なりますので、詳しくは、令和7年12月以降に国税庁ホームページに掲載予定の「『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート 新築又は取得用」又は「『住宅取得等資金の非課税』のチェックシート 増改築等用」を御確認ください。

注1 贈与税申告書への不動産番号等の記入又は登記事項証明書の写しなどの不動産番号等の記載のある書類の提出をしていただくことで、登記事項証明書の原本の添付を省略することができます。

注2 贈与税の納税猶予関係については、令和7年12月以降に国税庁ホームページに掲載予定の「令和7年分贈与税の申告のしかた」を御確認ください。